さかした切り抜き帳　No.1　(2018.04～2021.03)

A　農協おぼえ書

1. みらいプロジェクト
2. 斎藤理論と北海道の農協

B　北海道の農業の変化と農協

1. 平成期の北海道における農協の組織と事業　1990's～2010's
2. 農協と人口問題－農家はどうなっているのか
3. 変化の中での農協の新たなかたち
4. 生活インフラとしてのＡコープチェーンの動向と多面的な展開

C　遊牧学への挑戦

1. 土地を『囲い込む』こと－農耕と牧畜のせめぎあい－」
2. 遊牧の国キルギスで農協をつくる
   ①　キルギスとのおつきあい－JICA 研修と現地での交流
   ②　遊牧の過去と現在のすがた
   ③　コルホーズの設立と解体
   ④　キルギスの農協のかたちと進化の方向

※　Ｂの論文は、坂下明彦「総合農協の社会経済的機能－北海道の転換に注目して－」(田代洋一・田畑保編『食料・農業・農村の政策課題』筑波書房、2019)、坂下明彦・朴紅・小林国之・申錬鐵・高慧琛『協同組合研究のヌーベルバーグ』筑波書房、2020 にも収録している。

A　農協おぼえ書

1. みらいプロジェクト

(『農業と経済』/「東西南北」　2019.07・08)

規制改革(推進)会議の枠組みを受けて改正農協法が施行され、設定された農協改革を強化(制)する期限が間もなく来る。根底には農協系統組織の解体が狙いのようで、そうなると農協は単位でなくなる。そこで、韓国から借りてきたのか、「地域農協」が行政用語になった。しかし、根っこは同じ異次元金融緩和で、地域金融機関の経営問題は深刻となり、農林中金も還元率を引き下げた。こうした背景と農水省も口にし出した信用分離に対する奥の手が「1 県 1 農協」現象なのかもしれない。この形態が西日本に広がりを見せ、南九州にまで波及するとなると、「地域」は吹っ飛んでしまう。ただ問題なのは、県域機能が主として販売事業に関しての前向きな議論だったものが、信用事業の守りの議論にすり替えられることである。規制改革会議で火がつけられた事業改革から組織改革への転換は、新たなステージを迎えたと言えるかもしれない。

改正農協法で最も気になるのが、「組合員の自主的組織としての組合の運営の確保」であり、事業利用の強制禁止規定(10 条の 2)をわざわざ設けたことである。農協は事業者団体ではなく事業者であるという立場であり、農産物の買取をして儲けを出し、利用者に還元しろと言いつつ、組合員を縛るなら独禁法で取り締まるぞという脅しである。公取委も「注意」という行政指導を考え出し、酪農の一元集荷体制の改正を後押しするように北海道の阿寒農協に警笛を鳴らした。これはいかにもマスコミを交えた茶番劇であったが、土佐あき農協の共販体制への公取委の排除処置命令と東京地裁によるこの取り消し請求に対する却下は見過ごしならない。専門農協時代からの商慣行を無視した形式主義的な判決には首をかしげざるを得ない。

さて、こうした中での農協の自主改革である。追いつめられると内部批判が難しくなるが、農協いじめもそろそろ収束に向かうとすれば、本当の改革はこれからである。私たちの研究室**(編注：北海道大学農学部・協同組合学研究室)**でも、広域合併を契機として新しい農協の姿の構築を目指してきた「きらみらい農協」と協定して、みらいプロジェクトを開始する。「出向く」をキーワードとした営農部門強化から地域・生活部門へも幅を広げた農協運営体制の構築、農協系統組織の在り方への問いかけ、消費者への「農協キャンペーン」など盛りだくさんである。成果を期待していただきたい。

2. 斎藤理論と北海道の農協

(『農業と経済』/「東西南北」　2020.07・08)

日本の産業組合に関する著書がいくつか出版され、議論が深まるのが楽しみである。その前の産業組合研究の「ブーム」といえば 1980 年代。政治の右傾化に危機感をもつ日本史の人たちを中心に農村のファシズムの形成という視点で 1930 年代論として議論が交わされた。現在の議論の特徴は、初期の産業組合、それも金融に焦点を当てたものであり、途上国への「日本の経験」を意識したものである。隔世の感がある。

もう一つは、これとは直接関係しないが、初期産業組合の組織的基盤をめぐる問題、端的には斎藤仁「自治村落論」の評価をめぐっての議論である。長い間論争が続いているが、藩政村を産業組合の組織範囲として措定しうるかに問題が絞り込まれているようである。斎藤理論の本筋は、『農業金融の構造』で西ヨーロッパと日本における自治村落の存在と協同組合金融を関連づけ、『アジアの農業協同組合』でこの自治村落が農協存立の必要条件であると大胆に主張した点にあると思う。北海道のような植民地からみると、第一の議論とも関連して、農協の設立にとってその範囲がいかようであろうとも「自治」的組織が必要条件であるかどうかが重要であると思われる。

ずいぶん昔になるが、その斎藤仁さんから「北海道の農協は同業組合的だからなあ」と言われたことがある。斎藤理論は金融論がベースにあり、農産物流通に重点がある北海道は日本的な農協の枠組みには入らないということであろう。同業組合とは専門農協の謂いであり、金融、ここでは相互金融というストックをベースとした総合農協とは異質だということになる。もちろん、「自治村落」もない。しかし、北海道の農協事業は農家への資金供与から始まり、購買・販売事業がそれに続くという同じ「金融ベース」の総合的な事業方式をとっている。これもやはり総合農協の一種であり、途上国型の農協タイプとして位置付けることができるかもしれない。

借金から始まるわけであるから、相互金融とは異なり他律的であり、連合会抜きには単位農協は存立しえない。後付けはできないのである。ホクレン(北海道産業組合聯合会)が総合連合会として強化され、その中で個々の農協も徐々に機能を発揮するに至る。県域からの統合が特徴である。

B　北海道の農業の変化と農協

1. 平成期の北海道における農協の組織と事業　1990's～2010's

(『ニューカントリー』　2019.06)

平成のおよそ 30 年間、西暦でいえば 1990 年代から 2010 年代の時期は、農協に対する政策的な批判が強まった時期である。農協そのものについても都府県では農協の存立基盤である農業が急速に縮小して金融中心の事業体制となり、単位農協の合併や連合会の統合が進み、その様相は大きく変化した。北海道はそれと比べると、組織・事業面での変化は急激ではなく、むしろ販売事業を中心とした前進面が多くみられる。

1)　農協合併の進展と組合員

まず、農協の組織から見ていこう。この時期は町村内合併にとどまらない広域合併が推進されたことが一つの特徴である。1985 年の農協数は 259 であったが、2000 年に 200、2002 年に 150 と激減し、2011 年の 110 以降は大きな動きはなく、現在 108(サツラクを除く)である(図 1)。この間、とうや湖(87 年)、士別市(89 年)、いわみざわ(93 年)、ようてい(97 年)、きたそらち(2000 年)、ふらの(01 年)、とまこまい広域(01 年)、新函館(03 年)、きたみらい(03 年)、北ひびき(04 年)、道東あさひ(09 年)など、十勝を除く各地で広域農協が生まれてきた。ただし、2019 年の全国の農協数は 611 であり、北海道以外の 503 のうち、県域 5 県と 1 県 5 農協以下の 5 県を除くと、36 県の平均農協数は 14 でしかない。経済連の全農統合も進んでおり、北海道は独自の組織形態にあるといえる。

図1　農協の組織の変化

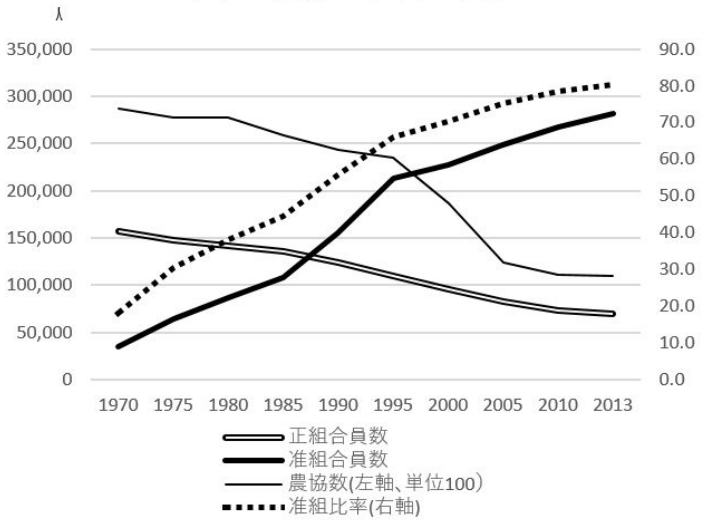

注）『総合農協統計表』により作成。

合併の契機として、「産地形成」が強調されたが、正組合員戸数の減少もその大きな要因である。1986 年には 10 万戸を割り、92 年で 9 万戸、97 年で 8 万戸を割る急速な農家減少に対する危機感があった。戸数はその後も減少を続け、17 年には 4 万 7 千戸と 1990 年代初頭の半数になっている。この結果、農協合併は一定進んだといっても、戸数 200 戸未満の農協が 34、200～400 戸が 37 であり、1 農協当たりの戸数は 432 戸、1 職員当たりの戸数は 3.9 戸となっている。

規制改革会議により問題にされた准組合員は、北海道がその比率で 80%と全国で最も高

く注目を集めた。1990 年には過半数を超える 16 万人であったが、現在では 28 万人にまで増加し、正組合員数の減少の中でその比率を伸ばしてきた。准組合員は、離農後の資格変更者は僅かで、多くは事業利用のための加入である。生活店舗・ガソリンスタンド利用から、金融部門(貯金・ローン・共済)中心の利用に変化している。

准組合員の存在には大きな地域差があり、組合員数 1 万人以上のわずか 7 つの都市的農協に 40%が属し、70%を占める純農村の農協には全体の 30%しかおらず、准組比率も 65%である。都府県と違って、正組合員と准組合員の性格に断絶があるため、その位置づけは難しい。

2)　営農中心の事業方式と施設利用と結合した生産部会体制

北海道の農協の事業方式は、都府県の主に金融部門を中心とするそれとは違い、営農部門を中心とし、信用、購買、販売、利用の各部門が相互に連携して事業の拡大を図ってきた。ほとんどの農協で実施されている組合員勘定制度が出荷制約による与信と決済を行っており、地域金融で推進されているABL(動産担保金融)を先取りする形態である。一部の農業生産法人(農地所有適格法人)や大規模経営は、生産資材の独自仕入れや農産物の直接販売を行うが、大口取引対策なども行われ、都府県と比較すれば農協離れは部分的にとどまっている。

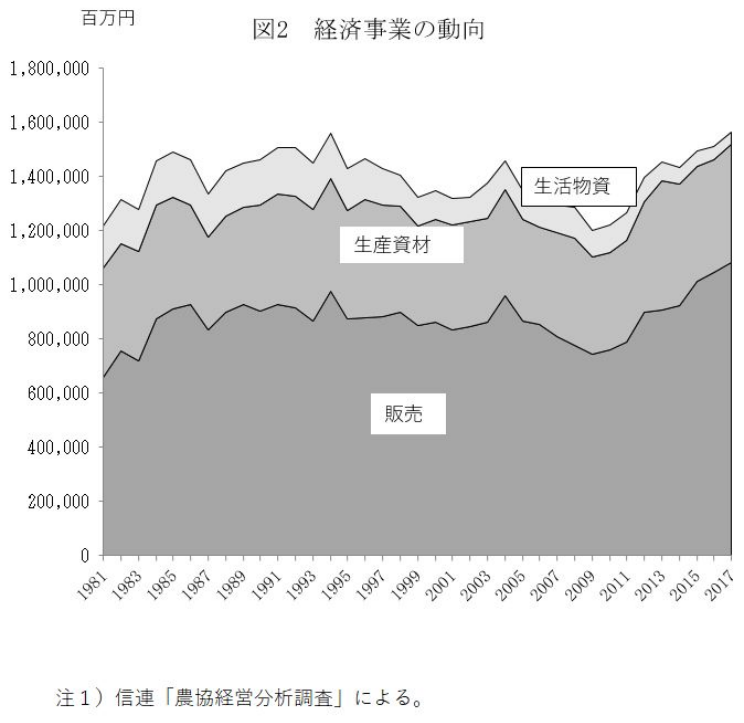

経済事業の実績を長期的に見ると、販売品生産額は 1980 年代半ばに 9 千億円を上回るが、1985 年のプラザ合意以降の農産物価格支持水準の削減により大きな伸びは見られなくなる(図 2)。8 千億円から 9 千億円の水準で推移するが、1997 年からの米価下落が販売額を押し下げる。また、経営安定対策により 2008 年には 7 千億円台まで減少するが、2015 年からは畑作物価格、乳価の上昇により 1 兆円を上回る動きを示す。

購買品供給高は 1992 年から 5 年間 5,800 億円でピークを示すが、その後は 4,500～5,000 億円の幅で停滞的な動きである。これは、生活店舗を中心とする生活物資がピークの 1,800 億円(1992 年)から現在の 500 億円にまで減少したことが一つの要因である。収益減による店舗の閉鎖やホクレンショップ等への移行がこの背景にある。生産資材については、1991 年から 7 年間は 4 千億円台となるが、その後は長期に停滞し、2012 年から 4 千億円台を回復している。このように、この 30 年間の経済事業はごく近年の拡大を除くと長期的に停滞的な様相を示している。

農産物の過剰化傾向の中で、産地は市場側の需要の把握と品質の向上に懸命の努力を図ってきた。きたみらい農協を初めとして産地形成型合併による販売力の強化も見逃せない。そのためには、集出荷・加工・貯蔵施設の充実が欠かせない。その一端を現有固定資産価値(有形固定資産プラス減価償却額)で見ると、1990 年の 3,400 億円から 2000 年には 5,200 億円、そして近年では 6,800 億円へと巨大なものになっている(表 1)。農家の品目別の生産と農協の受け入れ施設がインテグレートされ、それを生産部会がつないでいるのである。

表1　農協の固定資産

単位：億円

	農協の有形固定資産		
	出資金	有形固定資産	現有固定資産
1990	1,213	1,673	3,366
1995	1,337	2,041	4,349
2000	1,404	2,300	5,212
2005	1,485	2,246	5,747
2010	1,497	2,174	6,286
2015	1,556	2,112	6,796

注１）『総合農協統計表』『農家経済調査』により作成。
２）現有固定資産は有形固定資産に減価償却額を加えたもの。

3)　農協の信用事業の変化と農協経営

北海道の農協では営農指導と結びついた農家組合員への資金供給が依然として大きな意味を持っている。図 3 は農協の資金構造をやや遡って示したものである。1980 年代初頭には貯借率は 30%を示し、戦後開拓の酪農地帯の影響が表れているが、その後借金組合は姿を消す。貯金が一貫した増加を見せるなかで、貯貸率は 70%から一気に 35%まで低下を見せる。これは貯金の伸びに貸付金の伸びが追い付かなかったこともあるが、農地価格の下落の中で農協は債権回収に力を入れ、貸付金が抑えられたことも影響している。1990 年代末には 40%にまで一時持ち直すが、2008 年には 30%を割り、現在では 20%の水準にある。その結果、余裕金である系統預金が増加を見せ、貯預率は 80%近くに及んでいる。農林中金による運用益の低下が信用事業収益を悪化させる。

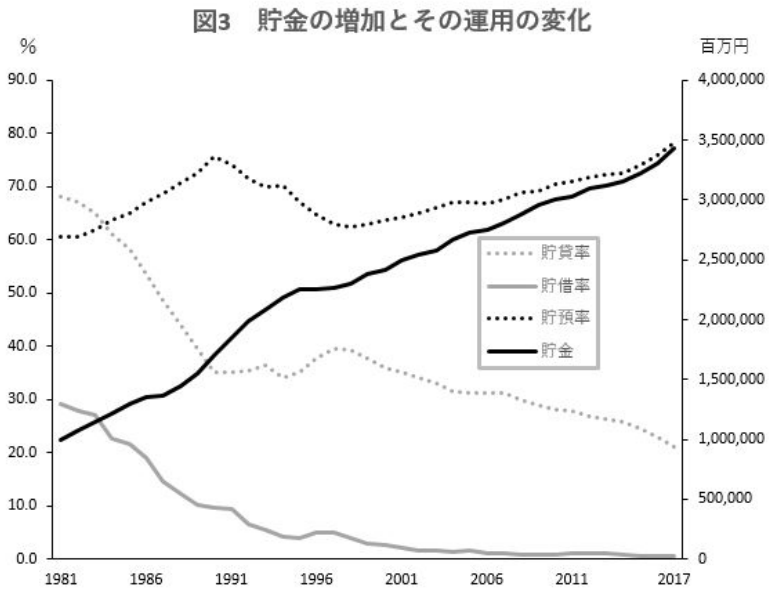

図3　貯金の増加とその運用の変化

注１）信連『農協経営分析調査』により作成。
２）貯貸率は貸付金／貯金、貯借率は借入金／貯金、貯預率は預金／貯金を示す。

他方、農業近代化の過程で長期低利資金として重要な役割を果たしてきたのが、農林公

庫を中心とした受託支払資金の存在である。貸付金残高の合計は、1980 年代中ごろに 1 兆 5 千億円のピークを迎え、地価下落後に減少を示す(図 4)。1993年に一度増加を見せるものの、以降は傾向的に減少し2017年には1兆円を割っている。受託支払資金は 1995 年までは残高総額の 40%以上を占めたが、その後は急速に比率を低下させ、現在では15%となっている。信連を経由しない公庫による直貸の割合の高まりも影響している。プロパーの貸付金については、1990 年代半ばから 8 千億円台を維持するようになっており、低金利のもとでの公庫資金からの代替が進んでいる。

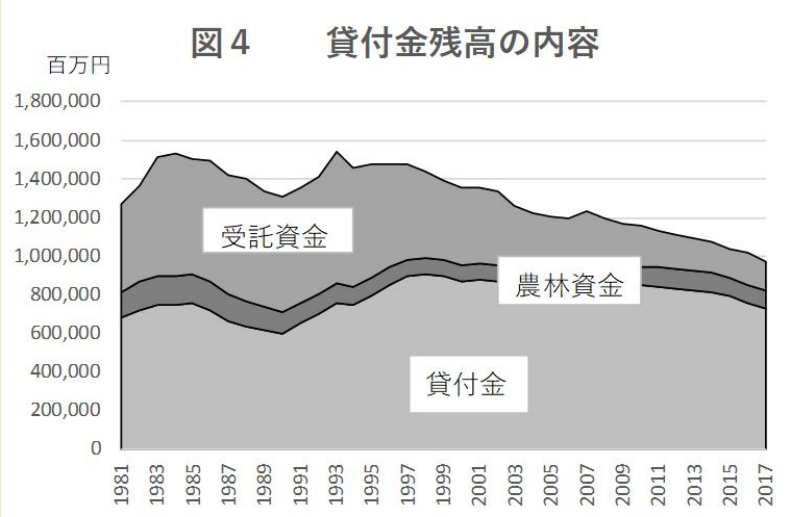

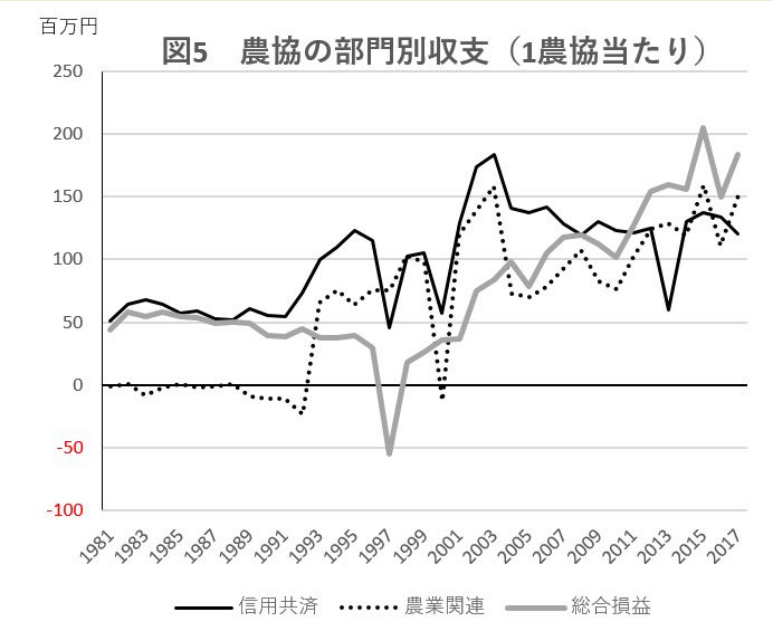

注１）信連『農協経営分析調査』より作成。
２）農業関連は2003年までは、販売、購買、利用・加工、倉庫、生産施設の合計。2004年以降は「農業関連」１項目。

最後に農協の経営収支について一瞥しておこう。図 5 は 1 農協当たりの損益を総合、金融、農業関連に分けて示したものである。農協は 1980 年代中期からの地価下落を受けて負債対策に追われ、2000 年頃までは総合収支は低迷する。しかし、以降は合併効果もあり収支を改善させ、2015 年には 2 億円の利益を出している。その間、一貫して金融部門の利益が総合収支を支えていることは間違いないが、都府県とは異なり、農業部門の収支が常にプラスであり、特に 1993 年以降は購買事業の収益が信用事業に匹敵するようになっている。金融の内容では、当初は信用事業収益に依存していたものが、1985 年以降は共済事業収益がそれを上回るようになり、1980 年代後半の信用事業の収益悪化をカバーしている。ただし、共済事業も 2003 年をピークに収益力を低下させている。この結果、それ以降の金融部門の収益は横ばいであり、近年では農業関連部門での収益の寄与率が高まっている。これは経済事業の伸びを反映したものである。

2. 農協と人口問題－農家はどうなっているのか

(『ニューカントリー』/「協同組合の話をしよう」　第 35 回/全 35 回　2019.03)

これまで 3 年近くにわたって主に農協とそれをめぐる農業・地域問題について、社会人院生や現役院生などの研究を紹介してきた。これらはほとんどが博士論文かその部品であるが、1 研究の紹介を 2、3 回かけて掲載していただき、分析の手法や裏付けの取り方などを示すことができた。内容としては大きくは 5 つのパーツに分けることができる。

一つ目は、農協の存在そのものに関するものである。設立から 70 年を経て農協も存在感を増すなかで、広域農協の運営①②③、独立系経済連の機能⑪⑫⑬、企業経営化(養鶏)への対応⑧⑨⑩などが歴史的観点から整理されている。二つ目は農協における現実的課題であり、生活インフラ形成と今後のあり方④⑤⑥、女性組織の強化㉑、新流通業態との関連㉔など多岐にわたっている。三つ目は「新たな労働力移動の波」であり、これはわが研究室としても新たな分野の成果である。都市から農村への人口移動を新規入植㉗㉘や農村労働者化㉕㉖の姿において示しており、隣の韓国での外国人受け入れ実態の報告㉙㉚も直近の日本の移民政策に示唆を与えるものになっている。4 つ目の東アジアにおける協同組織の展開では、養豚経営組織化の日韓比較⑭⑮⑯や韓国での農協強化策としての広域販売連の形成㉝㉞、中国での有機農業と農協の展開⑦㉒㉓が示されている。最後に、マスコミと農協では、『ガイアの夜明け』の MMJ 問題⑰⑱⑲⑳を緊急に取り上げるとともに、倫理的消費とキャンペイナーの役割㉛㉜について国際的動向を整理している。

このように 14 名のレポートは力作であるが、われわれ世代からいうと構造問題的アプローチに若干の弱さを感じる。そこで、最後に協同組合の大元である農家が人口問題の中でどうなっているのか、いくつかのデータを整理してみた。これにもとづいて、農家の相続、農家の家族形態について補足的に論じておこう。

1)　農家の後継ぎ－農地の相続

農家戸数の減少は近年著しくなっている。1950 年の農家戸数およそ 25 万戸は 15 年後の 65 年には 5 万戸の減少で 20 万戸を維持していた。しかし、その 20 年後の 1985 年には半減して 10 万戸、さらに 20 年後の 2005 年には半減して 5 万戸、2015 年には 3 万 8 千戸である(農業センサス)。家族経営の断絶の要因は、経営の要素と家族の世代交代の要素に分けられるが、第二次大戦後の長い期間は前者、つまり経営問題による倒産や廃業が主流であった。しかし、近年は、後者の家族の世代交代がうまくいかないケース、後継者不在による廃業が増加している。

そこで、農地市場のうち農家の世代交代、相続によって移動するものがどの程度を占めるのかを整理してみた。ただし、相続そのものの統計はないため、相続の前提としての生前贈与(自作地無償所有権移転)と使用貸借設定(この 2 つを併せて無償移動と呼ぶ)の動向を見る。図 1 は『農地年報』から拾った数字である。1960 年代半ばから 70 年代前半にかけては離農の多発期であり、年間 4 万～4 万 5 千 ha の農地売買が行われて、農地市場の 70～80%を占めていた。しかし、売買移動は 1970 年代後半からは激しさが収まってくる。それに代わって生前贈与(自作地無償移転)が増加を見せる。これは農業者年金(経営移譲年金)の普及によるところが大きい。1991 年までの 15 年間で、毎年 2 万 5 千～2 万 ha の実

績を示している。1972 年には経営移譲年金の受給要件が緩和されて使用貸借によるものも認められたため、これも増加を見せていく。両者を合わせ、無償移動は 77 年から 3 万 ha を超えて、4 万 ha 台に達する。これを件数で示したのが、図 2 である。1970 年代前半までは生前贈与(自作地無償移転)が圧倒的であったが、1988 年には逆転し、以降一貫して使用貸借設定の割合が高い。

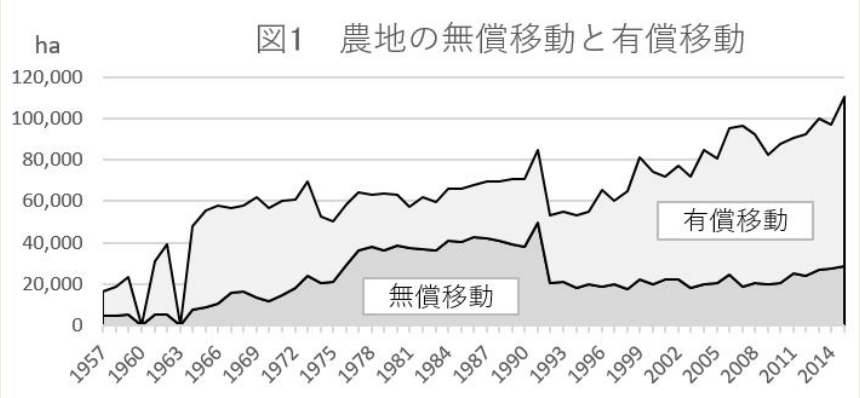

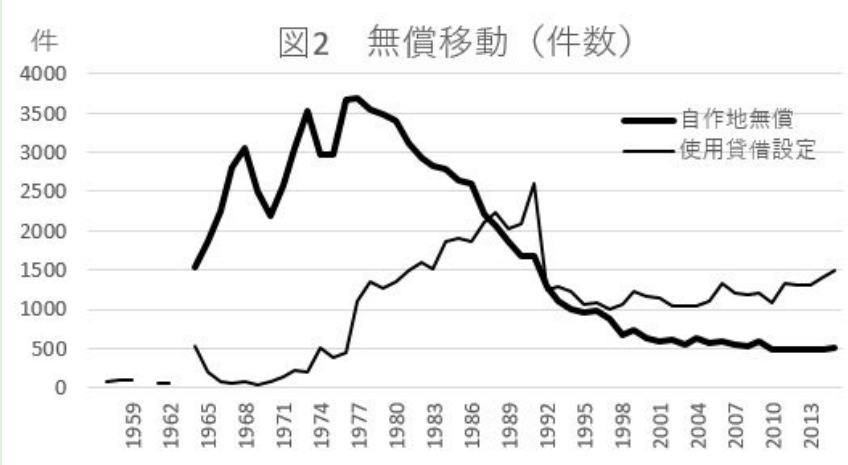

こうして農地市場に占める無償移動面積の割合は 1987 年までの 10 年間を通じて 60%を示すのである。1991 年には使用貸借設定の数値が跳ね上がるが、これは同年から年金改正が行われた駆け込み申請によっている。年金支給の形態が終身同一水準支給のカマボコ型に変更になったのであるが、特例として従来の「ピストル型」給付(60 歳から 65 歳に重点給付)が認められたことへの対応であった。これにより 1991 年には無償移動は 5 万 ha を記録する。

しかし、以降は年間 2 万 ha を割る水準となり、2010 年代にはやや回復して 2 万 5 千 ha 程度となっている。これに対し、有償移動は自作地有償移動が 1 万 5 千 ha～2 万 ha の水準にあるが、賃貸借設定が急速に増大し、1991 年には自作地有償移転を上回る。そして、2000 年代には 3 万 ha から 4 万 ha となり、2010 年以降は年間 5 万 ha を超えるようになっている。

農地総移動面積は 1991 年の針のようなピーク 8 万 ha を境に激減したのち、次第に増加傾向にあり、10 万 ha を超えるに至っている。その中で、有償移動は 70～80%を占め、逆に相続の前提となる無償移動(使用貸借設定がほとんど)は 25%程度の割合となっている。つまり、家族経営の存続のための世代交代に回る農地が低位安定的となっており、ここからも農家の減少が止まらない現実が現れている。

2)　農家のかたち－家族形態の変化

日本の家族(世帯)が大きく変貌していることは、しばしば報道されている。表 1 は 2015 年の国勢調査から家族類型別の世帯数を全国と北海道について集計したものである。

全国でみると、親子二世代(核家族)が38%と辛うじてトップであるが、第二位は単独世帯で 33%を占める。若者も多いが、独居老人も 3 分の 1 いる。第三位は夫婦世帯であり、その半数以上が高齢者である。日本の家族形態の基本とかつて言われた直系 3 世代世帯はわずかに 5%である。世帯が小さくなり(2.4 人)、高齢者が単独ないし夫婦で住んでいる割合が多いのである。北海道はというと、単独世帯がトップであり、夫婦 1 世代世帯の割合もやや大きく、高齢者割合がやや高い。こうした家族のかたちを保守派の人のように問題だというつもりはないが、これが現実である。

表1　家族類型別世帯数と年齢別世帯員数（2015年）

単位：万人、%

	家族類型	世帯数			世帯員		
		一般世帯	家族類型比率	高齢者含む世帯割合	全体	高齢者数	高齢者割合
全国	夫婦１世代	1,048	20.2	60.4	2,112	1,152	54.6
	単独世帯	1,684	32.5	33.4	1,684	562	33.4
	親子２世代	1,971	38.0	29.2	6,603	845	12.8
	夫婦親２世代	93	1.8	95.4	323	149	46.1
	３世代世帯	236	4.6	91.4	1,259	318	25.3
	総　数	5,187	100.0	41.5	12,410	3,127	25.2
北海道	夫婦１世代	56	23.7	59.9	114	61	54.2
	単独世帯	88	36.8	34.6	88	30	34.6
	親子２世代	79	33.2	27.6	258	32	12.4
	夫婦親２世代	3	1.6	96.8	12	5	46.4
	３世代世帯	5	2.2	88.1	26	6	23.3
	総　数	239	100.0	40.7	515	140	27.2

注１）2015年国勢調査抽出速報集計14-2（e-Stat）
２）他の親族を含む。
３）家族類型16区分のうち主な13区分を表示。

表2　農家の世代数別世帯構成（2000年）

単位：1000戸、%

	１世代	２世代	３世代	合計	１世代	２世代	３世代
北海道	19	29	22	70	**27.2**	41.6	31.2
東北	68	214	225	507	13.5	42.2	**44.3**
近畿	58	140	109	308	19.0	**45.4**	35.6
全国	620	1,355	1,145	3,120	19.9	43.4	36.7

注）農業センサス2000年作成。

では、農家世帯はどうなっているのか。これに関する統計は少ないが全くないわけではない。ひとつは、農業センサスの数字である。この 2000 年の数字を表２に示した。これは総農家であるが、このほかに同年の販売農家の数字がある。しかし、その後は 2005 年の販売農家以外、世代数別の集計はなされていない。表には全国と北海道のほかに東北と近畿の数字を示している。この時点での全国の農家世帯は 312 万戸(販売農家世帯は 234 万戸)である。2 世代世帯が 43%(同 43%)で最も多く、次いで 3 世代世帯が 37%(同 39%)、1 世代世帯は 20%(同 17%)である。これに対し、東北では 3 世代世帯が最も多く 44%であり、近畿では 2 世代世帯が最も多く 45%である。バランス的には近畿が全国値に近い。北海道の農村は東北に近いといわれるが、3 世代世帯は 31%と最も低く、2 世代世帯も 42%と全国より低い。相対的に高い数字を示すのが 1 世代世帯であり、27%と際立っている。どうも、北海道は近畿に近似的でその先を行っているような印象を受ける。

表3　農家の世帯類型別世帯数（2010年）

	世帯類型	農家世帯			全世帯
		専業農家	兼業農家	小計	
北海道	総　数	100.0	100.0	100.0	100.0
	夫婦１世代	**25.9**	17.7	23.2	**24.2**
	夫婦親２世代	9.4	5.1	8.0	1.8
	親子２世代	**28.5**	**54.9**	**37.0**	**34.2**
	３世代世帯	18.1	24.3	20.1	3.9
全国	総　数	100.0	100.0	100.0	100.0
	夫婦１世代	**37.1**	8.9	22.7	20.0
	夫婦親２世代	9.2	8.7	8.9	2.1
	親子２世代	**24.8**	**40.5**	**32.8**	**37.4**
	３世代世帯	12.2	**45.8**	**29.3**	7.1

注１）国勢調査により作成。
２）家族類型のうち主な13区分を表示。
３）合計には分類不能世帯を含む。

このほかの統計では、2010 年までの国勢調査に農業(正しくは農林漁業)と非農業従事者世帯の区分と世帯類型のクロスデータがある。それを 2010 年について示したのが表３で

ある。北海道については農家世帯数が 10 万戸、専業農家世帯が 7 万戸となっており、漁家の数字が入っているようであるが、全世帯との比較は可能であろう。これによると、農家世帯では 3 世代世帯が 20%であり、全世帯の 4%と比較すると極めて高い。ただし、農業センサスの数値と比較すると割合は低下しているように思われる。最も多いのが親子 2 世代であり 37%を占めている。続いて夫婦 1 世代であり 23%を占めており、3 世代世帯より高くなっている。専兼別では専業農家で夫婦 1 世代の比率が高くなっており、これは高齢農家の存在を示しているといえる。実数では 3 世代世帯が 2 万戸、親子 2 世代が 3 万 8 千戸あり、家族経営はまだまだ堅実であるといえる。しかし、人口減少に対し、家族経営はもろさを持っており、家族間の協業的関係をいかに図るかは古くて新しい課題であるといえる。

3. 変化の中での農協の新たなかたち

(『ニューカントリー』　2019.01)

現在の北海道農業を考える場合、その焦点はやはり人口問題であろう。農家戸数、すなわち組合員戸数が急速に減少する中で、農協は残った組合員の規模拡大を支援することにより地域農業の産出量を確保し、経済事業規模を維持してきた。温暖化はクリーン農業の看板を壊しかねないが、当面単収のアップに作用し、農畜産物の価格条件も米価を除けば1985 年の水準を上回っている。しかし、吹き荒れる農協攻撃が TPP をめぐる攻防を契機としていたことを考えれば、全く予断は許されず、さらなる農協の進化が必要である。

以下では、北海道の農村が大きく変容するなかで、これまで北海道の農協の特徴とされてきた営農中心の事業体制をさらに強化するとともに、もう一回り大きな営農・生活複合体制への移行を目指すべきことを述べてみる。

1)　農村の変化と農協の新しい活動領域

師走にはいった 2018 年の 12 月 2 日、空知の栗山町で「湯地の丘」町内会の設立総会が開催された。農村部での新たな町内会の設立はレアケースであるが、ここに集まったのは町が丘の景観を「売り」として分譲した宅地を購入し、家を建て、移住してきた人たちである。その数 16 戸、すでに 38 区画のうち半数以上が売却ずみである。かく言う私も体験用モデルハウスを中古で購入し、この「外人部落」に片足を入れている。関東圏からの移住者も複数戸おり、小学生が随分多いと草分けの初代会長さんは自慢げである。

身近な例で騒ぎ過ぎと言われるかもしれないが、都市から、あるいは内地からの人口移動は伏流水のように静かに進行している。一方では、過疎化・高齢化が進み地方は崩壊する、見ろこれがお前の町の数字だとの脅迫めいた言説もあるが、流れは一方的ではない。私達の研究室の本誌での連載「協同組合の話をしよう」の 5 月号から 8 月号では、「新たな労働力移動の波」と題して、新規農家としての移住や農業労働者としての移住の例が女性研究者のみずみずしい感性で描かれている。担い手対策としての政策のバップアップもあり、新規参入者は増加しているが、そのなかには従来とは異なった発想を持つ家族がかなりいる。「儲けより生活」という考えである。農家になって自営業をやるより、雇用される方が良いという人も増え、流動的な労働人口の増加も見られる。紹介したように、「丘の景観がいい」といって内地からやってくる人も思った以上に増えている。

農家の減少は激しいが、かつてのように挙家離農で廃屋だけが残るという形態は減り、在村離農が主流である。倒産離農も減り、高齢化による廃業が中心であり、結果として高齢農家が「高齢世帯」となって残っている。農村に非農家が多く住むようになっているわけで、これは北海道にとって初めての経験である。従来の小規模な農村市街地と点在する専業農家群からなる北海道の農村に、市街地以外の場所、いわば「純・純農村」に非農家が居住するという「混住社会化」が進んでいるわけである。もちろん、地域差が大きく、北・東へ行く程、非農家の居住は難しい。ともあれ、北海道でも専業農家のみが生き残るという植民地の時代は終わったのである。

そうなると、これまでの営農中心で経済的な安定を目指せば生活も向上するという定式では済まなくなる。農村市街地に存立する農協も営農だけではなく、生活・福祉などの領

域に活動を広げざるを得なくなる。植民地的な男の世界から女性、外部からの移住者をも含めた営農・生活の両面を考えなければならない、そういう新しい局面に今はある。

2)　部会型の営農販売体制に地域密着型の生活販売体制をプラスする

北海道の農協は酪農専業地帯や一部の都市型農協を除くと、畑作は小麦、ビート、馬鈴しょ(、豆類)、水田作は稲作に小麦・大豆を基幹とし、これに野菜類を加える複合経営である。機械化は野菜にも及んでおり、機械の高度化に対応して個別経営の規模拡大も進んでいる。こうした複合経営を支えているのが作物別の生産部会であり、それと直結した農協の営農・販売部署である。

表　農家と農協の固定資産の比較

単位：億円

	農協の有形固定資産			農家の農業固定資産		
	出資金	有形固定資産	現有固定資産	1戸当り（万円）	センサス農家戸数	合計推定額
1990	1,213	1,673	3,366	1,077	95,437	10,279
1995	1,337	2,041	4,349	1,101	73,588	8,102
2000	1,404	2,300	5,212	1,221	62,611	7,645
2005	1,485	2,246	5,747	1,490	51,151	7,621
2010	1,497	2,174	6,286	1,472	42,990	6,328
2015	1,556	2,112	6,796	1,615	38,198	6,169

注１）『総合農協統計表』『農家経済調査』により作成。
２）現有固定資産は有形固定資産に減価償却額を加えたもの。

この間、農家の農業固定資産は1戸当たり平均で1990年の1,077万円から2015年の1,615万円まで増加している。その全道の合計額はいささか杜撰な推計であるが10,279億円から6,169億円へと推移している。これに対し、農協の有形固定資産は同期間で1,673億円から2,112億円に増加しているが、原価償却を控除する前の現有資産価値は3,366億円から6,796億円へと巨大なものになっている。農家の固定資産総額は不確定要素が多いがそれを基準とすると、農協の現有固定資産はその水準に並ぶまでに増加を見せている。内容のさらなる吟味は必要であるが、農家の機械・施設に匹敵する農協の集出荷・加工調製施設の充実がみられるのである。

ここからは、農家の品目別の生産と農協の受け入れ施設がインテグレートされており、それを生産部会がつないでいる構造を見て取れる。わかりやすい例でいうと、GAPは個別ではなく部会でとる必要があるということである。

一方、北海道でも原料向けや移出向けの大ロットの農畜産物とは色合いを異にする農畜産物の生産・販売が始まっている。典型的には新規参入で小規模な園芸などを行うタイプがあり、農家のお母さんや嫁さんがちょっとした店を開いて面白い野菜や加工品を置いたりする起業のかたちもある。これらは、地域に密着した自給圏をターゲットとしており、農家の生活者的な感性をベースにしている。いわゆる6次産業化とは異なり、いきなり企業ベースの販売を目指すものではないので、二番煎じを恐れることもない。しかも、原料農産物一辺倒であった基幹作物にもいろいろなものが出てきている。小麦でもパン用の品種が増えているし、実取りトウモロコシも生産されるようになり、穀物が加工品のターゲットとなる時代になった。また、北海道の直売所はまだまだ弱いが、2000年に入って農協の購買店舗で「もぎたて市」、コープさっぽろで「ご近所やさい」の名前でインショップが設置されており、その売り上げは前者で7億7千万円、後者で17億5千万円にのぼっている(2015年)。

こうした新しい動きに一部の農協は手を差し伸べているが、それはごく限られている。定型化された部会型の営農販売体制にそぐわないことは確かであるから、地域密着型の生活ベースの販売体制をプラスすることを考えてはいかがであろうか。まことに細かい業務には違いないが、包装や輸送コストも低く単価は高いから、販売手数料率を 10 倍に引き上げても農家には利益がある。農協の担当者もおのずと異なることになる。思い切ってホクレンがセンターをつくることも十分可能な情報システムも形成されている。
合併によって成立した広域農協は、われわれが当初考えた「小さな本所、大きな支所」とはならなかった。典型としてのきたみらい農協をみると一定期間を経て業務の集中化と大胆な TAC の導入を行い、大きな成果を示している。しかし、次に来るのはこれまで述べた新しい動きに対応した生活をベースとした地域政策の推進であろう。

3)　生産農協あるいは農家・農協コンプレックスをつくる

農協の組合員と職員の関係も変化している。正組合員戸数は 1990 年の 9 万 2 千から 2015 年には 53%に当たる 4 万 8 千へと減少している。職員については、同 1 万 8 千人から 70%に当たる同 1 万 3 千人となっている。その結果、職員 1 人当たりの組合員戸数は 5.1 人から 3.9 人となっている。それだけ濃密な関係となっているのであり、パートナーシップとしての関係は強化されている。

表　農協組合員と職員

単位：戸、人、100、%

	正組合員戸数（A)	職員数（B)	金融・店舗を除く職員数（C)	減少率 （A)	（B)	（C)	戸数/職員 A/B	A/C
1990	92,027	17,905	11,362	100	100	100	5.1	8.1
1995	83,840	18,634	12,000	91	104	106	4.5	7.0
2000	72,184	15,681	10,562	78	88	93	4.6	6.8
2005	63,221	14,119	9,277	69	79	82	4.5	6.8
2010	54,929	12,892	9,066	60	72	80	4.3	6.1
2015	48,442	12,555	9,483	53	70	83	3.9	5.1
2017	46,105	12,637	9,628	50	71	85	3.6	4.8

注１）『総合農協統計表』農水省より作成。
２）2015年は店舗職員の数字を欠く。

このなかで、農協が生産過程にまで介在するようになっているのが専業酪農地帯である。乳牛飼養頭数が増加を見せる中で、育成牛の飼育施設、TMR、酪農ヘルパーなどの利用組合や農協直営部門が形成され、地域農業の支援システムが形成されている。さらに、外部参入による酪農経営の継承のための研修および就農支援も手厚くなっている。また、これとも関連してメガファームが農協出資を含め形成され､地域としての生乳量確保が図られている。浜中が最初のモデルであろうが、道東から新得や陸別などの十勝にも波及を見せている。農家と農協とのコンプレックスの形成といえよう。

北海道の中でも相対的に困難を抱えているのが水田地帯であろう。この地域は都市部との距離が近く、地域としての人口密度も相対的に高いので、地域密着型の生活販売体制の形成の可能性は高い。とはいえ、高齢化の進行度が高く、高齢者リタイア後の大量の農地供給が見込まれるため、それに対応した受け皿の形成が必要である。われわれは南幌町をモデルとして地域拠点型法人化の方向性を提起したが、必ずしも進展を見せていない。水田地帯は合併によって 1 農協当たりの正組合員戸数は比較的大きいが、大きな農協の中に小さな「生産農協」(それが法人形態をとろうとも協同性を有すること)が拠点として位置

づけられる体制づくりは依然としてひとつの選択肢であると考えられる。

4. 生活インフラとしての A コープチェーンの動向と多面的な展開

(『ニューカントリー』　2019.09)

人口の自然的・社会的減少と高齢化という量的・質的変化のなかで北海道の農村社会での「住みづらさ」がめだち、それが人口減少に拍車をかけるという悪循環が発生している。、一方、開拓地につきものの人口移動の激しさが治まり、農業をリタイアした高齢者世帯も農村に住み続けるという混住化も進んでいる。

農村部での生活インフラ形成に重要な役割を果たしてきた農協は、こうした社会的な機能の発揮をレーゾンデートルの一つに掲げており、農協攻撃への反論の根拠としている。ここで取り上げる生活店舗もその重要な施設である。

とはいえ、農水省は経済事業改革の中で施設型事業(生活店舗と GS)を狙い撃ちにし、別会社化や業務廃止を打ち出した。この打撃は大きく、店舗の閉鎖は免れない側面もあった。しかし、ホクレンの力でレギュラーチェーン化が図られたこと、近年では異業態との連携というぎりぎりの選択を行うなど店舗の存続策がとられている。が、信用事業収益の悪化から農協経営には余裕がなくなっており、生活事業と生活活動とのバランスをいかにとるかという局面にある。以下では、生活店舗事業の歴史と多面的展開を概観したい。

1)　農協店舗事業の展開

①　A コープチェーンの発足と店舗の変化

農協は戦前の産業組合時代から農家への生活物資供給を行い、農協婦人部と連携した取りまとめ購買を行うなど、生活改善運動的側面を持ちながら生活事業を展開してきた。その後、大衆消費社会が到来すると、徐々に生活店舗が拡大され、1969 年という早い時期に店舗のチェーン化が図られた。全国の A コープチェーンの発足の 4 年前のことである。274 農協、642 店舗の参加であった。

店舗数は 1970 年代には 600 店前後で推移し、1980 年代には 550 店舗、1990 年代前半には 400 店台となっている。これは農協合併による支所店舗の統廃合や老朽化店舗の閉鎖などの結果であった。売り場面積のピークは 1980 年代の半ばの 46,000 坪、1 店当たりの面積が増加したので以降も減少は少なかった。売上げは当初の 400 億円から増加を続け、1990 年代前半に 1,700 億円というピークを迎える。

②　レギュラーチェーンとボランタリーチェーンの並立へ

バブル崩壊後には景気が低迷し、A コープ店舗の経営は厳しくなった。そこで 1990 年に「A コープチェーンの目指す方向」が策定された。しかし、経営改善の努力にもかかわらず、1994 年の大型店の出店規制緩和による地方進出、さらにはコンビニの出店も重なった。そこで、1995 年に A コープチェーンレギュラー化構想が打ち出された。A コープ店舗はボランタリーチェーン方式であり、農協事業の枠内で運営されるため新規出店や大型化など積極的な決断が難しく、全体の労務体系の中で店舗の営業時間も他業態に後れを取っていた。そこで、4 地区の物流拠点を中心にブロック化して地域協同会社を設立し、店

舗を直営化する戦略がたてられたわけである。協同会社は、ホクレンとレギュラー加盟農協の共同出資で、店舗はリース方式、店舗職員も分離された。残りの農協店舗は従来通りのボランタリーチェーンに位置づけられた。1996 年のエーコープ旭川を皮切りに、道東、道央に協同会社が設立された。

一方、農協の広域合併にともない、生活店舗の 100%子会社化が進行した。1997 年のエーコープ元気村(北空知 9 農協、14 店舗)から始まり、ふらの、みらい、ようていが設立され、後に地域協同会社に合併されたケースが多い(A コープようていは存続)。3 つの地域協同会社も 2008 年にホクレン商事と合併してレギュラー会社が 1 本化されることになる(以下ホクレンショップと略)。

2)　農協店舗事業の動向と店舗の質の向上

①　生活店舗事業の動向

つぎに 2000 年以降の A コープチェーンの動向を見ていこう。対象時期以前について触れておくと、登録店舗数は 1990 年代前半が 400 店台で、1990 年代後半には 300 店台となり、右の表の基準年である 1999 年には 302 店となっている。以降、店舗は 5 年刻みでみて 35～40 店舗ずつ減少し、2018 年にはちょうど半分の 151 店舗となっている。表出していないが､売り場面積は 1990 年代末の 44,000 坪から 2018 年には 29,000 坪にまで減少し、ピーク時の 60%となっている。ただし､1 店舗当たりの面積は 90 年代末の 110 坪から 190 坪へと増加している。売り上げは、2000 年代には 1,000 億円を割り、2018 年には 713 億円となる。1 店舗当たりでも 1990 年代末の 4 億円強から 2018 年の 4 億 7,000 万円と伸び率は高くはない。

表　Aコープチェーン登録店舗の推移

単位：店

	登録店舗	店舗増減	閉鎖		業態変更				新加盟	
1999	302		計	うち農協	計	委託	業態変更	Aマート	計	新規店舗
2000-04	266	-36	-38	-34	-8	-8			10	8
2005-09	231	-35	-29	-20	-13	-10			7	4
2010-14	190	-41	-38	-26	-10	-6	-4		7	2
2015-18	151	-39	-48	-36	11	1		10	4	1
		-151	-153	-116	-20	-23	-4	10	28	15

注１）ホクレン生活事業本部資料による。
２）登録店舗数は期間末の数字。
３）業態変更には抹消の３店を省略、計には含む。

登録店舗数の変化の内訳をみると、閉鎖が 153 店、このうち農協店舗が 116 店舗、ホクレンショップが 37 店である。これに対し、新加盟は 28 店であるが、ホクレンショップの新規開店は 15 店である。

注目されるのは業態変更であり、経営委託が 25 店、他業態への転換が 4 店、Aマートへの転換が 10 であり、合計で 39 店となっている。

②　新・生活事業プランと「もぎたて市」

この時期、店舗運営の変化をもたらしたのが、ホクレンの新・生活事業プラン(2001 年)ある。従来の店舗改善では採算性を、他業態との競争では事業規模を重視しすぎたという反省の上で、店舗事業を組合員と地域の食を守り、地域の活力を支える生活事業のネット

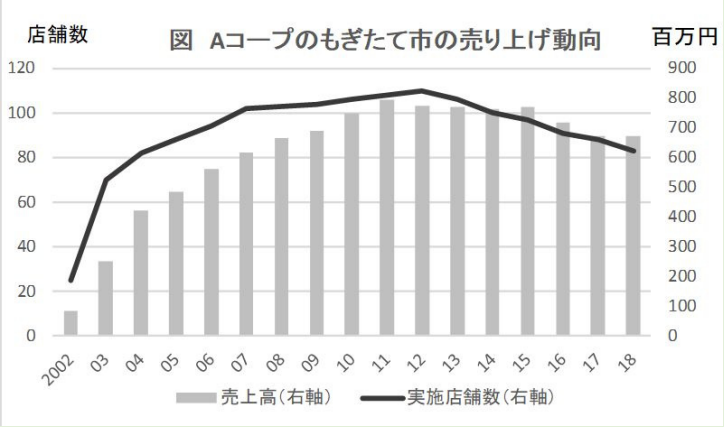

ワークであると位置づけている。そこから、もぎたて市、国産野菜統一宣言、道産食材おススメ宣言という食のこだわり・3 つの柱を位置づけし、「農協らしさ」を追及した魅力ある店舗づくりを進めるとしている。

特に「もぎたて市」は、店舗の大型化を進めて経営危機に陥ったコープさっぽろが、「おいしいお店」を標榜し、「ご近所やさい」を導入した時期と重なっている。

これはインショップであり、地元の農家の小規模多品目野菜の生産を支援し、農家が直接、都市部では出荷組織が売り場に直接搬入するものであり、値決めも出荷者が行う。店舗の手数料は 15%に設定され、生協や後続の量販店などより低く抑えられている。特に札幌を中心とした都市部にあるホクレンショップでは都市近郊の農家が出荷団体を組織して活動するケースも多く、消費者と接する機会となっており、期待されている。実施店舗数は、2012 年に 110 店を記録するが、近年はやや減少しているものの、151 店舗中 83 店舗で実施されている。売上も 8 億円近くまで増加したが、現在は 6 億 7,000 万円であるが、1 店舗当たりでは増加し 810 万円である。1 店舗の総売上げは 4 億 7,000 万円であるから、7 月からの 4 か月で 600 万円を売り上げるインショップは店舗経営としても重要である。

3)　新たな多面的展開

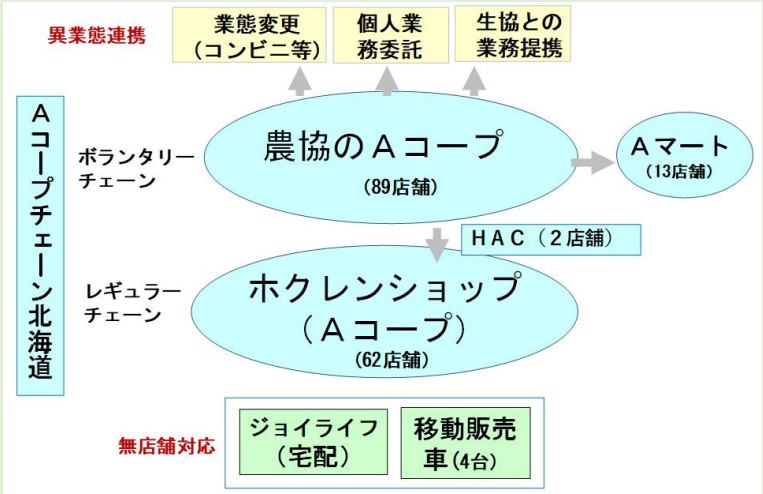

図　Aコープチェーン北海道の店舗と多様化

図は現在の A コープチェーンをめぐる動きを示している。

チェーンの 2 形態の現状は、農協の A コープが 89 店、売上高 321 億円、ホクレンショップが 62 店舗、売上高 408 億円、合計 151 店舗、713 億円となっている。

農協の A コープの経営を強化する取り組みは二つあり、第一が北海道 A コープ協同機構(HAC)の設立とそれへの参画により「準レギュラー化」を図る試みである。店舗の後方事務処理や特売設定をホクレンが請け負う。現在は 2 店舗の加盟にとどまっている。第二は、A マートへの業態変更であり、全日食と全農による業務提携をもとにしている。、レジシステムをレンタルし、グローサリーや日配品を全日食に自動発注するシステムである。2014 年から始まり、A コープようていの 5 店舗をはじめ、13 店舗が転換している。ホクレンが主導する異業態

連携である。

近年の大きな動きは、図の上に示した農協による異業態との連携である。最も多いのは、農協の小規模店舗を業務委託する方式であり、先の表の 23 店がそれである。この中にはコンビニへの経営委託、コンビニへの移管、2 つの地域スーパーマーケットへの移管などがある。この中で最も早く取り組みを開始した農協の一つとしてとうや湖農協があり、現在では A マートが 2 店、セイコーマートへの運営委託が 2 店となっている。さらに、コープさっぽろとの提携では、峰延農協による協同組合間提携、北空知農協北竜店の閉店後の町・商工会経営店舗(ココア)ろとの業務提携などの例も注目される。これとは異なり、A コープが閉店した後、住民自らが店舗運営を行っているのが、十勝更別農協の上更別地区であり、注目される。地域の住民 161 戸が出資して有限責任中間法人オアシスが運営を担当している。2016 年の売り上げは 5,000 万円となっており、経常利益も黒字となっている。最後に図表下の無店舗地区への対応であるが、一つは農協の共同購入活動を発展させた個別宅配事業の「ジョイライフ」であり、有店舗地区を当然含むが、2004 年に事業を開始し、2016 年では 102 農協が実施している。1,000 アイテムを扱い、売り上げは 2 億 9,000 万円である。、第二が移動販売車であり、農協が 3 台、ホクレンが 4 台運行しており、1 台で 1,000 万円台から 2,000 万円台の売り上げとなっている。

以上のように、農協系統による生活店舗事業は厳しい競争下に置かれているが、店舗の存続のための収益改善の努力や異業態との連携などを積極的に行っているのが現段階である。

C　遊牧学への挑戦

1. 土地を『囲い込む』ことー農耕と牧畜のせめぎあいー

(『札幌農学同窓会報』　2020)

トマス・モアの『ユートピア』に「羊が人間を喰う」という有名なフレーズがある。これはイギリスの第一次エンクロージャー期の農家の農地からの締め出しを表現しており、マルクス『資本論』の資本の本源的蓄積の章で直接的生産者の生産手段＝農地からの乖離の具体例として引かれている。エンクロージャー＝「囲い込み」は、囲いの内側の利用を外部から排除する、具体的には共同体からの「個」の確立を示しており、排他的利用権の確立である。

この排他性の対象は何なのかが本稿の課題であり、結論を先取りすれば、その答えは家畜である。先の例では囲いの中に家畜がいるために、日本では大きな誤解を生んだ。家畜は囲いの外にいるというのが本来の前提なのである。この理解のためには、エンクロージャー以前の土地利用の構造を押さえる必要がある。最近は中央アジアや内モンゴルに調査に出かけることが多く、家畜の立場から考えたことを話ししたい。

北アフリカを含むユーラシアの土地利用を考えるうえでヒントになるのは梅棹忠夫の「文明の生態史観」である。西ヨーロッパと日本を比較文明論として同列に位置づけた点がユニークであるが、ここでは大陸の東北から西南に斜めに横断する巨大乾燥地帯を措定した点に注目したい。この周辺には巨大な帝国が継起的に誕生するが、つねに「乾燥地帯の悪魔の巣」におびえさせられる。遊牧民の存在であるが、それは破壊者としての位置づけであり、生態史観というだけあり農耕地帯との相互連関は視野にない。佐藤洋一郎『食の人類史』中公新書、2016 の区分もあるが、農耕と遊牧は分離されて示されている。

そこで、仮説的にユーラシアにおける土地利用の形態を 5 つに区分した。アジアの灌漑水田や天水田を除外して、西北ヨーロッパの自然草地(pasture)と畑地(arable)という土地利用の構成が、残り二つの土地利用形態の影響をどう受けたのかを考えた。ユーラシアの中央北部を走る草原地域とオアシス群の先にある西アジアの灌漑畑である。ともに乾燥地帯に位置づく。

日本での通説は、南回りコースを提唱した 1967 年出版の飯沼二郎『農業革命論』の議論である。三圃制の形成が焦点であり、その経路は西アジアの二圃制・灌漑(家畜と犂)の体系が地中海に伝播して Dry farming 化され、それが西北ヨーロッパに導入された時に三圃制に転化したとされる。春播きに対応した雨量の存在がそれを可能にし、逆に雑草対策が必要となって休閑除草が行われるようになったとされる。この最大の問題は、除草が農法の核心をなす点にある。

この経路は、図では灌漑畑から(地中海地域は省略)畑地への移行である。北回りの草原(遊牧)からの影響は無視され、家畜は役畜と糞畜としてのみ評価されている。農耕史観なのである。しかし、家畜の視点を導入すると、土地利用の総体は三圃制の外と内を加えた 3 つの区分、共有地 common、開放耕地 open field、屋敷付属地 garden からなり、これは家畜行動の制限の序列を示している。Garden は囲い込まれることで大家畜の侵入を防い

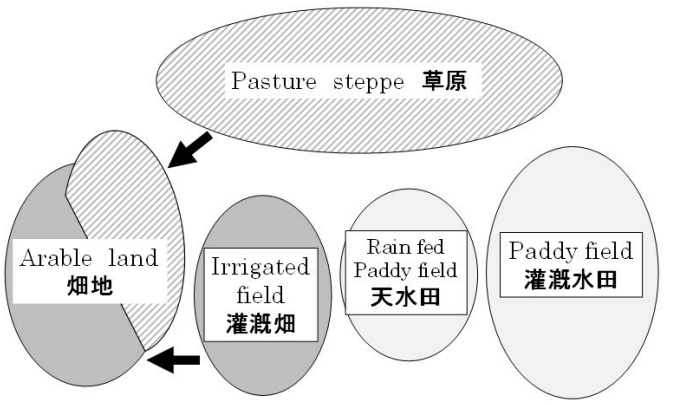

図　ユーラシアにおける土地利用区分（試論）

でおり、共同体の中にあって個体的所有 individual propriete が確立されている。Common は当然、家畜の世界であるが、Open field も家畜に穀物を喰い荒らされないためには栽培期間の規制が行われていた。

エンクロージャーとは三圃制のなかに打ち込まれた個体的所有という楔(くさび)を拡大する過程であり、家畜を排除する過程だったのである。こうして、家畜の空間は消滅し、家畜の舎飼いが飼料生産という土地利用の変化をもたらし、農業革命の技術的基礎とされた。羊が人間を駆逐したのは一部の現象であって、人間(個体的所有)が家畜の自由と共同体的土地利用を駆逐したのである。近年の commons の復権は、家畜の舎飼いからの開放を伴うことになる。

(昭和 52 年農業経済学科卒業)

2. 遊牧の国キルギスで農協をつくる

(『ニューカントリー』　全 14 回　2019.04～2020.05　星野愛花里と共著)

日本では、規制改革(推進)会議の主導により、中央会の制度的な廃止、生産資材供給・農産物販売などの流通制度改革が行われ、さらに金融部門の収益縮小により単位農協レベルでの組織・事業再編が懸念される事態となっている。自主改革といいながらも、農協は息苦しさの中にいる。

しかし、もうちょっと視野を世界に広げてみると、なんと今年からの 10 年間は「家族農業」で頑張ろうという国連の実践期間であり、当然そこでは農村協同組合の存在は大きい。足元をみても日本の農協に感動し、自国での農協づくりに励む人たちがいる。本シリーズでは、JICA(国際協力機構)の研修コースを通じてわれわれが培ってきた中央アジアの遊牧の国キルギスでの農協づくりでの結びつきについて紹介してみたい。彼らの熱い思いの中から日本の農協の役割が逆照射されると思う。われわれとは、JICA で中央アジアの専門家をしていた中村正士(北大社会人院生)、ロシア農業史をかじり通訳をやっている野村潤也、長沼農協 OB の営農指導のプロ高橋義博、現在キルギス参与観察中の星野愛花里(北大大学院生)、そして私の 5 名である。

①　第 1 回　キルギスとのおつきあいーJICA 研修と現地での交流

(2019.04)

1)　JICA による「農民組織」研修

JICA 札幌が行っている海外の研修生を招いての 1 ヶ月研修コースの中に、中央アジアを対象とした農業研修コースがある。このコースは 1991 年のソ連崩壊を受けて独立した 5 か国でそれぞれ実施された土地改革により創設されたフェルメル(「農家」)経営のため、市場経済化に対応した農村組織の設立・強化に寄与するすることを目的とする。

JICA は農協を前面に出すことを好まないようでコース名には使われていないが、日本の農協の経験を学ぶことが中心課題である。1998 年に始まり、先輩の黒河功さんがコース長を担当していたが、2008 年からは私がその後を継いでいる。現在のコース名は「中央アジア地域農民組織強化」である。中央アジア 5 カ国のうち、トルクメニスタンからは殆ど参加がなく、カザフは中進国としてほぼ卒業、キルギス、ウズベキスタン、タジキスタンの 3 か国が対象である。8 人から 10 人の少人数教育である。

引き継いだ当初は、一方的に日本の農協を中心とした農業団体の組織や機能を理解してもらうことがコースの内容であった。しかし、JICA の改革もあってか研修生(正しくは研修員)に「アクションプラン」という帰国後に取り組む課題のレポートの提出を義務付けた。困ったのはコースを担当するこちらの方である。なにせ中央アジアについての知識はほとんどゼロ、解体前まではソ連の一部だったということぐらいしか知らない。そこで、コースの冒頭で 3 か国の土地改革の状況や農業の主体、農村の組織、生産資材供給、農産物流通、農業金融の現状などを出し合ってもらい、研修生同士が議論をする雰囲気を作り、私たちも勉強することにした。

研修期間の中間で個々の研修生に母国での業務の聞き取りを行ってプランのテーマを絞り、最終の発表前に点検して「よしこれで行こう」ということになる。卒論の個別指導み

たいなものである。相手は中央の役人もいるが、地方の農協らしき組織の代表や小振りの生産農協の長などもいる。大学と同じで、その間こちらはいろいろな情報を手に入れることができるのである。こうして、全員ではないもののアクションプランの質も高まってきた。3 か国のうちで統制型の農業をやっているウズベキスタンが最初は目立っていたが、NPO で活躍している女性がやってきた頃からキルギスの研修生の質が急速に高くなり議論をリードするようになった。これは何か動きがありそうだぞということで、コースの見直しのための現地視察という名目でキルギスを訪問することになった。2013 年 9 月のことである。

2)　現地での農協づくり

この 1 回目の訪問では、首都ビシュケクでの農協に関する現地研修会を開催したほか、ずいぶん欲張って 11 の農協を視察した。キルギスは図に示すように 7 つの州からなるが、国土は東西に走る 3000ｍを超える山々により分断されている。

北部は断面図に示すように天山山脈の北麓にあり、1800ｍのところにあるイシククリ湖周辺の同名の州がわれわれの調査の主要対象である。北部は、旧ステップ地帯であり、ロシア人農民の入植によって耕地化され、社会主義体制の下で遊牧民も定住化、農耕化されてきた。小麦、馬鈴しょなどが多い。とはいえ、全国の農用地面積 1,000 万 ha のうち放牧地が 900 万 ha を占めており、各農家は牛、馬、羊などを所有しており、夏場は牧夫によって遠くのジャイロ(夏営地)で放牧される。

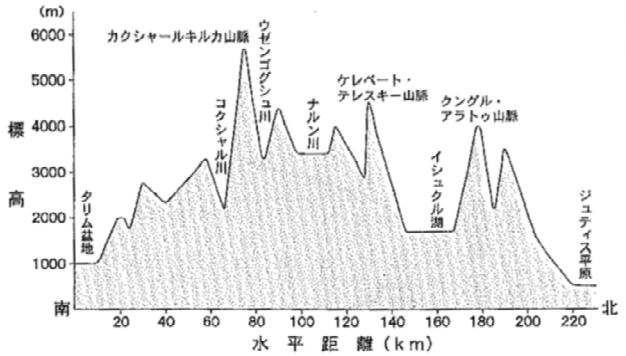

図６　テンシャン山脈本体部の〈南―北〉断面略図
――東経78度付近　(応地作図)

図　天山山脈の北麓と舞台となるイシククル湖(標高 1,800m)
出典：応地利明『中央ユーラシア環境史』臨川書店、2012

これに対し、南部はフェルガナ盆地に代表されるオアシス地帯であり、穀物のほかに果樹、瓜類などの生産が多い。もちろん家畜もいる。スターリンの国分けが複雑だったために民族紛争がくすぶっており、研修生からの話は聞けるものの、JICA からは視察の許可が下りない。北部はかつての草原

のシルクロードであり、南部はオアシス伝いのシルクロードである。現在は中国の一帯一路戦略が席巻している。

2016 年からは毎年、年に 1 回はキルギスを訪問しており、現地研修のほかに農協調査も継続的に実施しており、200 農協ほどを組織しているキルギス協同組合連盟(CUK)のスタッフも順に札幌の研修に参加し、彼らとの関係も密になっている。われわれが調査している農協は、日本で言うと農事組合法人のような土地利用型の生産農協が多いが、研修の結果、「クミカン」の仕組みを取り入れたと胸を張るイチケスー農協のイシェムさん(2012 年研修)もいる。女性主体でかなり広域的に組織展開を図っているイシククリ有機農協もわれわれの定点観測となった。

そこで、星野愛花里がこの農協に住み込んで 1 年間「お手伝い」をすることになった。「農協をつくる」とは言葉の「あや」であり、彼女が元遊牧民の農協づくりを四季ごとに報告し、その間をわれわれグループがキルギスの農協について語ることにする。

②　第 3 回　遊牧の過去と現在のすがた

(2019.6)

連載のテーマに「遊牧の国」とあるが、現在のキルギスにおいて遊牧が一般的であるわけではない。否、厳密にいうと遊牧は行われていない。だが、星野の現地レポートにもあるようにキルギスの人々の思考方法には遊牧的なところがある。ここでは、少し広く捉えてトルキスタン地方における遊牧の過去と現在の姿を見ておこう。

1)　遊牧のかたち

遊牧というのは季節に応じて家畜とともに放牧地を移動する牧畜の一種である。ユーラシア大陸から北アフリカにかけて斜めに走る巨大な乾燥地帯、ここでの生活様式の主要な形態が遊牧である(梅棹忠夫)。中心舞台は、世界の屋根といわれるパミール高原を境に東西に広がるトルキスタンとその東方に位置するモンゴル高原である。

狩猟から遊牧へ、そして農耕へと人類が進化したのだから、遊牧はもう古い。その生活様式も現代文明からみると遅れているから定住化して近代的な畜産へと発展させるべきだ。このような主張のもと、遊牧民は農耕民から隅へと押しやられ、さらには定住の道を強いられてきた。しかし、「近代化」された工場的畜産は、穀物を大量に消費することで人口との齟齬を来し、多頭飼育による薬物やホルモン使用、疫病への対応など大きな問題を抱えている。舎飼いのあり方そのものがアニマルウェルフェアーの観点から問題視されるほどである。他方、地理的表示制度に見られるように、テロワール(風土)を重視する食の風潮も強まっている。

となれば、遊牧という生活様式とまではいわずとも、自然草地に依拠した季節的な放牧形態の意義は当然見直されるに違いない。「ここのジャイロ(夏営地)の羊の肉は最高さ。野草は 40 種類もあるし、うまい肉にするために牧夫は漢方の草も喰わせるのだから」、というさりげない言葉が聞こえてくる。考えてみれば、当たり前のことである。蜂蜜だって、アカシヤなど原料の花の名前がついており、何を食べているかが製品の質を決めるのだから。ちなみにキルギスの高原のイガマメの蜂蜜は世界のトップレベルの評価である。遊牧、正確に言えば季節放牧の価値は高まりそうな気配がある。高級食材となることも夢ではな

い。

2)　東西トルキスタンの広がりーオアシスと遊牧地帯

かつて、牧畜の起源は野生動物の家畜化であり、農耕とは別の発展経路が想定されていた。現在では西アジアでの農耕と結びついた家畜化を起源とし、それが東進して紀元前 10 世紀頃からの草原の乾燥化により、南方の水を確保できるオアシス群での定住農耕と、北方のステップでの専業の遊牧に分化したとされる。それを示したのが図 1 である。

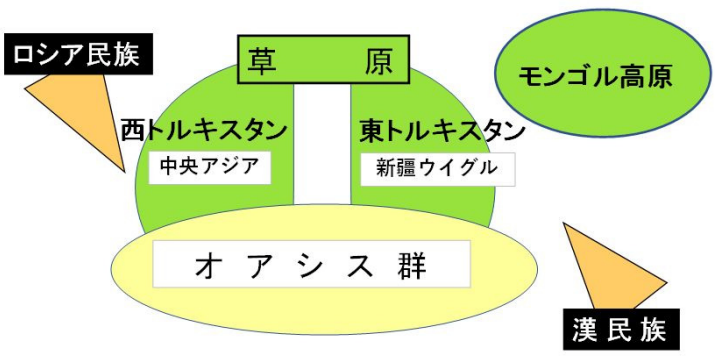

図1　草原の蚕食ートルキスタン・モンゴル

西トルキスタンではフェルガナ盆地を中心にオアシス都市があり、東トルキスタンではタリム盆地・トルファン盆地と天山南路が続く。いわゆるシルクロードである。ここでは、砂漠の中に山脈や河川からの灌漑による定住農耕のスポットが点々と連なっている。

これと対照的に、その北方には広大なステップの帯がある。西トルキスタンではカザフ草原が広がり、東トルキスタンには天山山脈の北のジュンガル盆地、それがアルタイ山脈を越えてモンゴル高原に連なる。これがステップロードである。

13 世紀には、この草原の道を駆け抜けて巨大なモンゴル帝国が一気に建設される。以降、東西トルキスタンではジョチウルスとキャガタイウルスの末裔とされるハーン国が分立した状態が続く。しかし、これは北西のロシア帝国、東南の清帝国の成立とその侵入によって破壊され、モンゴルとともに中央ユーラシアは「周縁化」される運命を迎える。

3)　農耕民によるステップの蚕食

北西からのロシアの侵入についてみよう。16 世紀にはモスクワ大公によるカザンの攻略により「タタールのくびき」を脱する。力をつけたロシア帝国は 18 世紀から西トルキスタンを領土として囲い込み始め、19 世紀にはカザフ草原を直接統治し、南部の 3 つのハーン国も編入する。その後、ロシア・ウクライナ人農民の草原への入植が本格化し、ロシア革命前には 200 万人以上が移住したといわれる。

ソ連の成立のもとで、西トルキスタンには 5 つの共和国が設立され、社会主義建設が進められる。1931 年には遊牧地域での強制農業集団化が着手されるが、激しい抵抗になかで家畜の共同所有を伴わない「トーズ」形態のコルホーズが認められる。冬営地が定住地となるものの、半遊牧・移牧形式の畜産は残されたのである。しかし、第二次大戦後にはロシア人の流入がさらに増加し、農牧混合型のコルホーズと牧民の定住化が定着する。

また、農業の広域開発の進展は、環境負荷を大きなものにした。フルシチョフ時代にはカザフスタン北部ステップの処女地開墾が、続くブレジネフ農政ではシル・アル両川流域で砂漠灌漑が行われ、アラル海の喪失に結果する。

4)　生き残った「遊牧」

ソ連は農業問題を大きな引き金として崩壊を迎えるが、「遊牧」という土地利用形態は生き残る。中央アジアは山岳地帯が多く、農用地に占める放牧地割合は圧倒的である。

タジキスタンを例にとると、農用地 470 万 ha のうち 80%の 380 万 ha が放牧地である(2018 年)。牛(200 万頭)やひつじ(500 万頭)のほとんどは、屋敷付属地のみの零細な住民経営のものである。

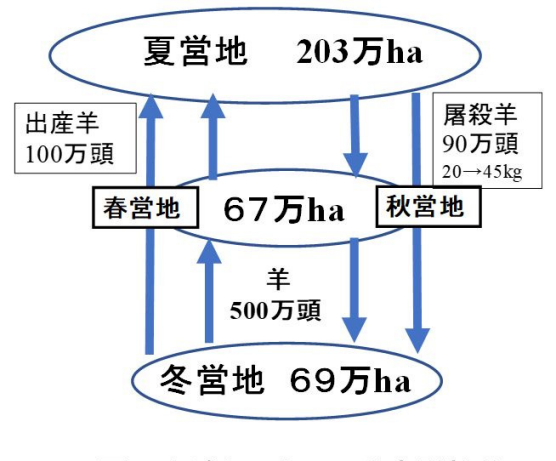

図2　タジキスタンの垂直型放牧

冬場は居住地周辺の放牧地 69 万 ha で個別飼養され、春から秋にかけては村の家畜を群(むれ)単位で牧夫に委託し、季節毎に移動させて出産、肥育させる。垂直移動であるため春・秋営地は同一(67 万 ha)であり、夏期には 200km 以上も離れたジャイロ(203 万 ha)で過ごす。羊についていえば、出産された 100 万頭が夏に 20kg から 45kg にまで増体し、およそ 90 万頭を屠殺されて山を下る。コルホーズは解体されたが、ここでは集団的な草地利用と結びついた家畜飼育の形態がなお息づいているのである。

③　第 9 回　コルホーズの設立と解体

(2019.12)

第 3 回では中央アジアでの遊牧のかたちとその広がり、そして農耕民族による蚕食についてみた。ここでは遊牧形態が決定的に転換を見るソ連のもとでのコルホーズ体制の形成とその崩壊までをスケッチしておこう。

1)　遊牧地域における土地改革と入植民問題

ロシア帝国は 19 世紀なかばには辺境異民族地域を植民地化することでその範域を大きく拡大した。第一がロシア中央部のスラブ農耕地域、第二が北部・シベリア・極東の狩猟・採集民族地域、第三がシベリア南部からカザフとキルギスのステップ、南ウラル、さらにコーカサス地方、クルミヤ半島に続く遊牧地域であった。

1917 年の革命ロシアはこの巨大な範域を受け継ぎ、中央から辺境へと革命が波及し、ソ連邦が成立する。ダニーロフによると、ソ連は土地改革や集団化において、以上の 3 つ地域で共同体的組織と向き合うことになった。復活したロシアのミール共同体、狩猟民族の氏族共同体、その中間の遊牧民の共同体である。社会主義の土地改革は西ヨーロッパの農民の自立を前提とした市民革命とは違った位置づけとバリエーションを持ったのであり、西欧生まれの社会主義は当初から農業問題という難問を抱えることになる。

キルギスの中北部はステップ地帯に属し、遊牧という農耕とは異なった生活様式をもっていたことは言うまでもない。しかし、ロシア帝国時代からスラブ民族の移民が押し寄せて遊牧民を排除するようになり、1916 年には大規模反乱と国境を越えた逃避さえ生じたのである。キルギスはこの時期、セミレチア地方(州)に所属していたが、1920 年の管内人

口 90 万人のうち、遊牧民が 55 万人(61%)、定住遊牧民が 9 万人(10%)、ロシア人が 26 万人(29%)の構成となり、ロシア人の割合が急速に高まっていた(西山克典)。

そのため、この地域の土地改革は、耕地化を前提とした入植民による勤労・均等にもとづく土地再配分要求と遊牧民の土地返還要求という 2 つの勢力のせめぎあいとなった。当初は、牧民経営に必須の遊牧路の確保や不法占拠地の一掃などが政策化されたが、現実には入植民の立場が勝ることになり、民族政策はスターリンもとで後退してしまう。

2)　遊牧民の共同体と集団化

遊牧民は大家族的共同体とそこから分化した血縁的家族グループに属していた。これは単一の祖先を出自とし、長老を頭に頂く経済的アイル(現在では村の意)をなした。大家族経営では、家畜、播種地、草刈り場は共同であったが、これが血縁的家族に分裂しても、グループとして共同経営的な要素は保存された。この経済的アイルのいくつかで行政的アイルが構成され(100～200 経営)、500km 以上の遠隔地にある夏季放牧地を領有し、家畜は集団的に放牧された。冬ごもりの土地は、祖先の土地として厳格に決定されたが、夏季放牧地は共同体間の共用であった。バイ(地主)などが氏族的社会の頂点に立ち、メンバーに対する裁判権と戦争の指揮権を持ち、19 世紀から世襲化されて膨大な家畜、放牧地、奴隷を有した。零落した従属的なメンバーがおり、もちろん自家労働力により牧畜を行う「中位」のメンバーも多数いた。バイは、個人の大家畜群を共同体土地利用のもとにおき、半遊牧的なアイルでは草刈り場や耕地を集積し、賃貸料を得ていた。

こうした地縁的・氏族的共同体の存在は土地改革の進行を阻害し、作られたアイルソビエトもバイの影響下にあった。1920 年代後半からの土地改革では、牧草地や耕地を割替え、バイによる巨大な牧畜経営を廃絶し、アイル共同体を地縁的共同体へ移行させようとした。しかし、この達成の前に 1930 年代のコルホーズ(集団農場)の設立が強制され、バイ支配は根絶された。これと同時に、遊牧民、半遊牧民の大規模な計画的定住化が進められるようになる。ただし、集団化は経済的アイルをベースとせざるを得ず、10～15 経営という小規模なものとなった。

3)　コルホーズの機構と組織

第二次大戦後には、ロシア人の流入がさらに進行し、ロシア人を指導部とするより規模の大きい農牧混合型のコルホーズが展開を見せるに至る。

コルホーズは 1～3 の村ソビエトの範囲に設立され、境界もはっきりしていた。全国には 460 ほどの組織があり、郡(ライオン)内には 5～10 のコルホーズがあった。当時は 3 州 44 郡であったが、現在は 7 州 40 郡に再編されている。ソフホーズ(国営農場)は例外的で、全国に 10 組織にとどまり、家畜改良や種子生産などの政策的目的のものを中心とした。

表は農協調査の際に前史として聞いたコルホーズの概要である。平坦部では村数は多いが、イシククリ州では 1～3 村であり、面積は 2,000～5,000ha、構成員は 2ha に 1 名程度である。

コルホーズには議長、副議長が置かれ、そのもとに機械部、栽培部、特産部などが置かれていた。議長は郡の共産党代表部が任命し、共産党員であった。トラクターステーションも議長の直轄組織であった。ブリガード(作業班)は村ソビエトを構成する村(アイロクマ

ト)ごとにおかれ地域組織であり、作物別組織ではなかった。自留地はいわゆる屋敷付属地であり、1 戸あたり 10a 程度、家畜は牛 2 頭、馬 1 頭、羊 20 頭などの制限があった。

家畜はコルホーズ所有であり、専業牧夫(家族)が管理を行っていた。夏はコルホーズに属する放牧地(ジャイロ)に移動放牧し、冬季は牛などは舎飼であり、昼間は近くで放牧していた。牧夫はコルホーズの家畜のみ(一部は自分の持分)の放牧を行い、自留地の家畜は住民の中から牧夫を決めて管理していた(委託者が賃金を支払う)。家畜の群れは 500～600 頭であり、コルホーズの家畜の群数はまちまちであった。

4)　コルホーズの解体過程

1991 年の独立後、1993 年に土地改革が始まり、1994 年には土地法が制定される。土地の配分は、70%を住民に対し人口割りで配分し、残り 30%を国の土地ファンドに編入し村が管理するとされた。実際の配分は村ソビエトを改組した村役場(アイロクマト)毎に行われた。コルホーズ構成員と一般住民との配分のあり方は、村役場ごとに異なっているが(表)、決定に当たっては地元の長老の判断に大きく左右された。

土地ファンドは、人口が増加した場合の補填分と考えられたが、実際には配分を行っていない。ただし、この割合は 30%から 25%に減らされた。この分が 2008 年に配分漏れの人に配分された。土地ファンドの農地は貸しつけられるが、入札によっており、1 年期限が多く、借地料は ha 当り 5,000～30,000 ソムと開きがある。

放牧地の所管は、コルホーズの解体後、森林を管理していた営林署がどさくさの中で管理範囲を広げて実質的に管理をしていた。2012 年からは村役場から半径 20km 以内は村の放牧地管理委員会の管理となった。この委員会は村民から選出され、入牧料も運営費に当てられる。20km 以遠は営林署の管理のままとなっている。

表　コルホーズとその解体

農協名		コルホーズ名	領域	耕地面積	構成員	経営形態	1996年改革				備考
							改革後面積	村土地ファンド	構成員	非構成員	
チュイ州	マンスーザ	フルゼン名称	1村	2,200	1,200	畜産畑作			1.1		
	ウィンティマク	アラミジン(S)	6村	3,000	－	野菜			0.7	0.2	郡は7,500人、6つの村からなる。
	アディゲネ	－	12村	3,900	7,000	畜産畑作			1.7		他に放牧地5,000ha
イシククル州	ﾊﾞｸﾞﾚﾝﾂｪｰﾎﾞ	5月1日	1村	4,600	2,500	畜産畑作	900	500	0.5		1996年に「農民およびﾌｪﾙﾒﾙ協会」へ改称
	ｻﾞﾘｬｰ	ｻﾞﾘｬｰ・ｺﾑﾆｽﾞﾓ	3村から1村へ改組	4,664	1,280	畜産畑作	3,520	1,144	0.4		1994年に「農業生産組合」へ
	ｱｸﾞﾛﾘｰﾀﾞｰ	－	本村と1分村	2,215	－	畜産畑作			0.3	0.2	

【参考論文】

ダニーロフ『ロシアにおける共同体と集団化』御茶の水書房、1977 年。西山克典『ロシア革命と東方辺境地域』北大図書刊行会、2002 年。

④　第 14 回　キルギスの農協のかたちと進化の方向

(2020.05)

これまでの連載では、現地ルポを挟みながら、キルギスにおいて農協が存立する基盤である農牧業や農村組織の変化、JICA の研修とそれぞれの想い、現地視察によるキルギスの農協の姿をお伝えしてきた。最終回では、CUK(キルギス協同組合連盟)の資料をもとに現在の農協の組織状況を鳥瞰するとともに、現地調査から農協の進化の方向を考えてみる。

1)　歴史的用語としての農協という言葉

旧ソ連圏においては、協同組合は社会主義システムの一部を構成するものであり、過去のものという認識がまだまだ強い。キルギスでも、協同組合は今でもロシア語のｋｏｏｐｅｒａｔｉｖ(コオペラティフ)を使っており、JICA の研修で本来の協同組合・農協を学んだひとでも、ロシア語のそれを使うことには違和感があるという。それじゃあ、農協はＨｏｕｋёｕ(のうきょう)と呼ぼうと言っているが、これが和製キルギス語になると面白い。キリギス語と日本語は似たような言葉があるのだから。

協同組合をなかなか受け入れない気持ちとして、それが遊牧を破壊したという民族的な感情もあるようだ。南部のオアシス地帯は別であるが、私たちがフィールドワークを行っている北西部、特にイシククリ州は遊牧の本場であった地域である。大家族経営から分化した血縁的家族においても共同経営的な要素を色濃く持っていた。しかし、農耕を行うロシア人の入植と放牧地の占拠、そして社会主義革命のなかで 1930 年代には定住化とコルホーズ化が強制され、第二次大戦後にはさらに大きな規模の農牧混合型のコルホーズが一般化したのである。共同の伝統は強かったが、家族経営の集団化にとどまらない大きな変化を強制されたのである。

2)　農協設立の経過

ソ連崩壊後、キルギスでは中央アジア 5 か国の中では唯一農地の個人所有化が行われ、自作農が支配的である。分割された零細な家族経営では農耕と牧畜を兼営しており、夏営地での放牧は村ごとに家畜をまとめて牧民に委託する形態をとっており、農耕も自給的な色彩がまだ強い。

農地の私有化がほぼ終了した1996年にはドイツの支援で協同組合法が設立され、生産、加工、販売・作業受託などのサービス、その他の 4 つに分類されている。2004 年には大幅な法改正が行われ、次に見るように農協数は大幅に増加を見せる。ドイツの影響で農協の分類は事業別に単一のものとされているが、一つの農協で複数の事業が行われており、この分類では実態把握が難しい。

政府としては、主流である生産農協の設立を推進して零細経営の構造改革の手段とすることを考えており、あくまで農家の連合体と考える CUK は反発している。日本でいえば、設立当初の農事組合法人を思い浮かべるといいかもしれない。ここから、政府統計では、農業の主体として農協も位置付けられており、2017 年時点では農協が 327、法人化した農家が 1,177、一般の農家が 32 万となっている。

3)　CUK 構成員からみた農協設立数の変化

表１　類型別農協設立数の推移（2019年時点CUK加盟農協）

単位：農協数

設立年	親族型	コルホーズ型	有志型	連合会	その他	計
～2002年	16 (2)	3 (3)	2 (1)		1 (1)	22 (7)
2003～2007年*	106 (4)	1 (1)	8 (5)	3	2 (1)	120 (11)
2008～2012年	26 (3)		5 (3)	1	1	33 (6)
2013～2017年	2		5 (2)	1 (1)		8 (3)
不明	36	2 (1)	8 (3)	1 (1)	2 (2)	49 (7)
計	186 (9)	6 (5)	28 (14)	6 (2)	6 (4)	232 (34)

資料：CUK資料と聞き取り調査により作成。
注1) ＊はGIZによるプロジェクト期間を指す。
2) その他組織には会社(2)、コンサルティング組織(3)、住宅協同組合(1)が含まれている。
3) (　)内の数字は活動が見られる農協数。

行政統計では農協の内容がわからないため、CUK に加入している農協のリストにより、類型分けを行う。ただし、このリストはドイツの GIZ(協同組合公社)の支援により整備されたため、2000 初年代末の数字がベースである。休眠組合が多いが、データは加盟時のもののようである。2019 年の加盟数は 232 であるが、農協を 3 つに区分し、ほかに連合会とその他で合計 5 つに区分した。これを設立時期別に示したのが表１である。

農協の区分は、親戚の家族が連合して設立した農協を「親族型」、集団化の時期の実力者を中心に生産手段の一部を引継いで設立された農協を「コルホーズ型」、それ以外の関係や事業を目的として設立された農協を「有志型」と規定した。まず、加盟農協の設立時期を 5 年区切りで見ると、農協法が改正された 2004 年以前に設立された農協は 22 と少なく、2007 年までの 5 年間に 120 農協が設立されており、不明を除くと 66%で圧倒的である。GIZ の農協組織強化プロジェクトに便乗する農協設立が相次いだ結果だという。2007 年には CUK が設立されて、それ以前に設立されていた農協が一斉に加盟したと思われる。2008 年からの 5 年間の設立農協は 33 に過ぎず、さらに 2013 年以降に設立された農協は 8 と振わない。

4)　農協の類型としての親族型・有志型・コルホーズ型

その内訳をみると、ほとんどが親族型で 186 に上るが、いくつかの家族が集まって「農協」として登録をしたものが多い。現在活動しているのは 9 農協にとどまっている。一方で、有志型は、海外のドナーの支援を契機にその受け皿の組織として作られているものが多い。この類型は、親族型より近年に設立されたものが多く、28 農協のうち半数が活動しており、アクティビティが高い。コルホーズ型の農協は、ソ連崩壊後の混乱を乗り切る方策として集団農場の一部を引き継ぐ選択をしたものである。法整備後に農協としての登録をしているので、新設されることはない。6 農協のうち 5 農協が活動しており、選りすぐりの農協といえるだろう。結局、3 つの類型の農協で活動しているものは 28 農協であり、全体の 13%に過ぎない。その中で 6 つの連合会の存在が注目されるが、活動中は 2 つである。

5)　農協の事業対象とする経営形態と農協類型

つぎに農協が事業対象とする経営形態との関連を見てみよう(表 2)。経営形態は、耕種生産を基本に機械の共同利用や倉庫事業を行う「耕種」、家畜飼養を共同で行う「畜産」、両

表２　対象とする経営形態別農協数（2019年時点CUK加盟農協）

単位:農協数

対象とする経営形態	総計	類型別					地域別						
							北部４州				南部３州		
		親族型	コルホーズ型	有志型	連合会	その他	タラス	チュイ	イシククリ	ナリン	ジャララバード	オシュ	バトケン
耕種	118 (14)	99	3	14	2		17	6	31	36	14	11	3
畜産	18 (4)	15	1		1	1		1	1	7	9		
耕種・畜産	33 (1)	31	1	1			7	1	1	7	12	5	
果樹	15 (4)	9		5	1			2	7		3	2	1
加工	8 (4)	5		2	1			4	3	1			
その他	16 (7)	6	1	3	1	5		8	2	6			
不明	24 (0)	21		3			3	1		4	6	2	8
計	232 (34)	186	6	28	6	6	27(0)	23(7)	45(13)	61(6)	44(1)	20(4)	12(3)

資料：表１に同じ。
注1)その他組織には会社(2)、コンサルティング組織(3)、住宅協同組合(1)が含まれている。
2)（　）内の数字は活動が見られる農協数。

者の複合を「耕種・畜産」、果樹の乾燥や販売を行う「果樹」、生乳の集乳や一部加工を行う「加工」、「その他」と分類し、類型と地域(州)に対応させている。

耕種部門である畑作と家畜飼養は切っても切れない関係であり、「耕種」と「耕種・畜産」を合わせると、151 農協(55%)で事業対象となっており、そのうちの 130 農協(84%)が「親族型」である。これが、農協の主流である。だたし、活動農協は 15 に過ぎない。

また、州別に見ると、旧遊牧地域である北部ステップに属する 4 州はロシア人の流入により耕地化が進んだ地域であり、156 農協のうち 106 農協、60%がこの耕種と畜産を対象としたタイプである。これは農事組合法人型の農協として展開する可能性がある。南部についても、76 農協中 45 農協がそれに該当するが、オアシス地帯では綿花などが多く、家畜は山岳部に立地するため、状況は異なっている。

一方で果樹を対象とする 15 農協と加工を行う 8 農協は、数で言えば耕種に大きく劣るが、果樹の 27%と加工の 50%が活動的と評価されている点に注目したい。果樹については、核果類(あんず)やリンゴなどの産地が南部から北部にかけてあり、そこに立地している。農協の類型では、親族型 9、有志型 5、連合会 1 であるが、活動しているのは有志型 3 と連合会 1 であり、新しいタイプをなしている。また、首都ビシュケク近郊のチュイ州で特に多い加工型は酪農家を対象とした集乳組織が多く、有志型が比較的多い。以上の 2 者は専門農協的発展が期待される。

6)　農事組合法人型と専門作目型の農協の発展へ

われわれがフィールドとしているイシククリ州で最初に出会ったのは、コルホーズ型の農協群であった。

この時のキルギスの農協の基本形態は図のような生産農協と職工農家のコンプレックスの関係であると理解した。つまり、職工農家(これは中国の国有農場解体後の農家を示すわれわれの造語)は自給経営を基本としていて、生産農協は職工農家の提供した農地で職工農家用の飼料を生産・供給し、小麦・イモについても職工農家の消費用の生産がメインである。それを原型としつつも、販売が有利な種子生産や市場向け野菜生産を行うなどの市

場販売型の展開、生産農協の所有機械利用による外部の機械作業受託の展開、農場生産の飼料を基盤とした直営畜産部門への進出など農場独自の事業展開とそれによる経営改善という方向性を描いてみた。これらは、構成員数も多く、おんぼろとはいえ MTS を一部継承したものであり、ひとつのタイプとして継続していくであろうが、広がるわけではない。

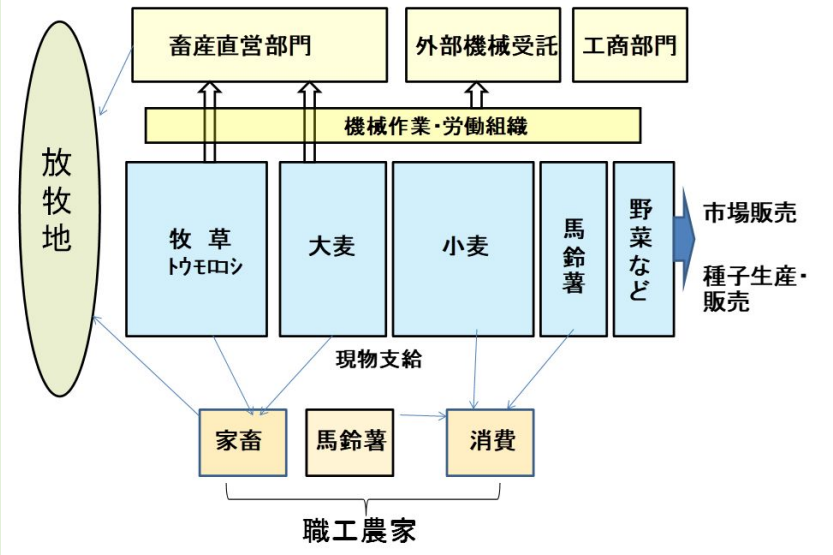

図　生産農協と職工農家のコンプレックス

むしろ、こうした耕種と畜産の結合した地域では、この経営形態を小ぶりにした 10 数戸程度の、農協というよりは日本の農事組合法人に相当する組織が現実的である。実際、初回で紹介したイチキスー農協がこのタイプであり、有志型である。2012 年の JICA 研修に参加したイシェムさんは、農家との決済にクミカン方式を採用したいと旺盛な活動を行っている。

もう一つは、専門農協型の展開である。2018 年の研修に参加したマヴリューダさん(女性)率いるウィザル農協が一つの事例である。ここでは、組合員 40 名のプルーンを集荷し、冷蔵庫と乾燥機の利用により乾燥プルーンの加工販売を行っている。近隣 8 つの村の農協の連合会組織が販売斡旋を行っており、系統組織の姿を垣間見ることができる。

このように、徐々ではあるが新しいタイプの農協が出現しており、CUK もその取りまとめに力を発揮しつつある。われわれの研修コースの OB・OG が一線で活躍していることが何より頼もしく、微力ながらも「キルギスで農協をつくる」手助けを続けていきたい。